

## ○結城市環境基本条例

平成24年12月27日  
条例第23号

## 目次

## 前文

## 第1章 総則(第1条～第7条)

## 第2章 基本的施策等

## 第1節 施策の基本方針(第8条)

## 第2節 環境基本計画等(第9条～第12条)

## 第3節 基本施策(第13条～第21条)

## 第3章 推進体制(第22条～第25条)

## 付則

私たちのまち結城市は、鬼怒川と結城台地の緑豊かな自然と環境に恵まれ、歴史と伝統が残された潤いと安らぎのあるまちである。

しかしながら、近年における社会経済の発展や生活様式の多様化に伴って、環境問題も深刻な事態となっている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境資源を「市民共有の財産」として守り育みながら、後世に引き継ぐ責務を負っているとともに、限りある環境資源の中で自然と人間とが共生する環境負荷の少ない、持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

ここに、私たちは、環境に配慮し市民が健康で安全かつ快適に過ごせるまちづくりの実現を目指し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、市及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

## (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念により行わなければならない。

- (1) 全ての市民が、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを後世に引き継がなければならない。
- (2) 自然と人間とが共生し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築しなければならない。
- (3) 市民、事業者及び市が、それぞれの責務を自覚し、公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組を行わなければならない。
- (4) 地球環境保全は、人類共通の課題であり、市民、事業者及び市が自らの問題として捉え、それぞれの日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

## (市民の責務)

第4条 市民は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、その日常生活において、資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等その他環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

## (事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、生産、加工、流通、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、生産、加工、流通、販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市及び市民が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第6条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

2 市は、基本理念にのっとり、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、所有権その他の財産権を尊重しつつ、公益との調整を図り、市民及び事業者が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力しなければならない。

(滞在者の責務)

第7条 観光その他の目的で本市に滞在する者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力し、本市における活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

## 第2章 基本的施策等

### 第1節 施策の基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、実施するに当たっては、基本理念にのっとり、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 人の健康が保護され、生活環境が保全され、及び自然環境が適正に保全されるよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。

(2) 生態系の多様性を確保し、森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を適正に保全すること。

(3) 地域の特性を生かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び全市が公園のような緑化を推進し良好な都市環境を創造すること。

(4) 人と環境との関わりについて理解を深め、廃棄物の発生の抑制、資源の循環的な利用並びにエネルギーの消費の抑制及び有効な利用を推進し、環境への負荷の少ない生活文化を形成すること。

(5) 環境の保全及び創造を効率的かつ効果的に推進するため、市民及び事業者の自発的な活動を促進し、市民、事業者、市及び滞在者が協働して取り組むことのできる社会を構築すること。

### 第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及びこれらの者が組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、結城市環境審議会条例(平成11年結城市条例第13号)に規定する結城市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境基本計画の変更)

第10条 市長は、社会情勢その他の理由により環境基本計画の変更を行う場合については、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(施策の策定に当たっての配慮)

第11条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合性の確保を図ることにより環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(年次報告及び公表)

第12条 市長は、毎年度、環境の現状及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等についての年次報告書を作成し、公表するものとする。

### 第3節 基本施策

(規制的措置)

第13条 市は、環境を保全し、及び公害を防止するため、その公害の原因となる行為に関し法令等の定め  
の範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

2 市は、自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し法令等の定め  
の範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、法令等の定め  
の範囲内で必要な規制の措置を講じなければならない。

(環境の保全及び創造に関する協定)

第14条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、必要があると認めるときは、事業者との  
間で環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

2 前項の環境の保全及び創造に関する協定は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 公害の防止に関すること。

(2) 緑化の推進に関すること。

(3) 省エネルギー、再生製品の使用、廃棄物の減量及び適正処理、環境に配慮した施設整備その他環境  
への負荷の低減に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に資する活動に関すること。

(森林、緑地、水その他の環境の保全及び創造)

第15条 市は、森林、緑地、水その他の環境を保全するため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等  
と連携し、かつ、市民等の参加又は協力を得て、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 人と自然が共生する緑豊かな地域の形成を図るため、森林及び緑地の保全に必要なこと。

(2) 多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、河川等の水環境の保全に必要なこ  
と。

(3) 公共用水域の水質改善を図るため、生活排水、産業排水等による水質の汚濁防止の促進に必要なこ  
と。

(良好な都市環境の保全及び創造)

第16条 市は、地域の特性を生かした良好な景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び全市が公園のよう  
な緑化を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

(1) 良好な都市景観及び居住環境を形成することにより、潤いと安らぎのある快適な都市環境を創造す  
ること。

(2) 歴史的文化的遺産を保存し、及び活用することにより、伝統と文化の香り高い快適な環境を創造す  
ること。

(3) 全市的な緑化の推進を図ることにより、都市と田園との調和のとれた公園のような快適さと美しさ  
を備えた環境を創造すること。

(循環型社会への促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利  
用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって  
は、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に取り組むものとする。

3 市は、廃棄物不法投棄の防止を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

4 市民、事業者及び市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等を利用するよう努めるも  
のとする。

(環境教育等の促進)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育を充実し、学習を促進することにより、市民等が環境の  
保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、自発的な環境の保全及び創造に関する活動を行う  
意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、市民等が情報交  
換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等との協働の促進)

第20条 市は、環境基本計画に基づき、それぞれの役割に応じて環境の保全及び創造に資するための行動  
を市民等と協働して行うことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(経済的な助成の措置)

第21条 市は、市民等が行う環境への負荷の低減に係る施設の整備その他の環境の保全に関する活動を推  
進するため、必要があると認めるときは、経済的な助成措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第3章 推進体制

(情報の収集及び調査研究)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な情報の収集及び調査研究  
を実施し、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な測定、監視、検査等の体制を整備  
するものとする。

(施策の推進体制の整備)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民等とともに協働して推進し、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図ることができるよう体制の整備等の必要な措置を講ずるものとする。

(国、他の地方公共団体等との協力)

第24条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策の推進については、国、他の地方公共団体等と協力するよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第25条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。